



## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 呉市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

新型コロナウイルス感染症対策に関し、呉市においては、呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市長を本部長とする「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、取り組んできました。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたことから、この対策本部を改組し、次のとおり同法第34条第1項の規定に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しましたので、お知らせします。

### 1 本部の設置の場所及び期間

- (1) 設置の場所 呉市役所
- (2) 設置の期間 令和2年4月7日から新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときまで

### 2 本部の組織

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 本部長 復興総室長，総務部長，危機管理監，企画部長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，福祉担当部長，子育て担当部長，保健所長，環境部長，産業部長，農林水産担当部長，都市部長，土木部長，消防長，消防局副局長，上下水道事業管理者，上下水道局経営総務部長，上下水道局技術部長，教育長，教育部長

#### (参考)

- 令和2年1月29日 「呉市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置（本部長：保健所長）  
令和2年2月26日 「呉市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部」に改組（本部長：市長）  
令和2年3月27日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく広島県対策本部の設置に伴い、呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（本部長：市長）

## 緊急事態宣言を受けて（市長メッセージ）

政府は先ほど、7都府県を対象とした、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を  
発表しました。

これに基づき、本市においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づ  
く新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。

呉市内においては、感染者は発生してはおりませんが、市民の皆様には感染防  
止の観点から、特に次の3点について、引き続きご協力をお願いします。

### 3つの密（密閉・密集・密接）を徹底的に回避してください。

市民の皆様には、感染症のまん延を防ぐために、

(1)換気の悪い密閉空間、 (2)大勢が集まる密集場所、

(3)近距離での会話や発声をする密接場面の、3つの条件が同時に重なる場  
を徹底的に回避していただくとともに、感染予防のため、引き続き咳エチケット  
や手洗いを徹底してください。

### 不要不急の往来は控えてください。

感染拡大防止のため、特に患者が多数発生している地域との不要不急の往  
来は控えてください。

### 積極的疫学調査へご協力ください。

感染した場合には、保健所による疫学調査にご協力をお願いします。

感染の恐れのある接触者を特定するため、感染者の詳細な行動歴を把握す  
る必要があります。そのための調査にご協力をお願いします。皆様の疫学調  
査への積極的な協力が周囲の方の命を助けることとなります。

引き続き、市民の皆様のお安全・安心のために、新型コロナウイルス感染症の拡  
大防止に向けて、国や県等とともに、全力で対応してまいります。

市民や市内企業の皆様におかれましては、市民生活や企業活動にご不便をお  
掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年4月7日

呉市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 呉市長 新原芳明